

印鑑レス口座取引規定（個人のお客さま）

1（印鑑レス口座）

- （1）印鑑レス口座とは、預金口座の開設にあたり、当行への印鑑の届出を行わない口座をいいます。
- （2）印鑑レス口座として利用できる預金口座は、普通預金口座と総合口座となります。

2（取引の開始）

- （1）印鑑レス口座は、預金口座を新規に開設することによりご利用できます。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- （2）印鑑レス口座は、事業用として利用する予定のない個人のお客さまのみ開設できます。

3（取引の制限）

- （1）印鑑レス口座の開設を申込む場合、同時にいわぎんアプリ、いわぎんインターネットバンキングサービスの利用およびＩＣキャッシュカードの発行を申込むものとします。印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行されたＩＣキャッシュカードの解約およびいわぎんアプリ、いわぎんインターネットバンキングサービスの解約を行うことはできません。
- （2）前項に定める普通預金のキャッシュカードについて、代理人カードの発行はいたしません。
- （3）印鑑レス口座の開設を申込む場合、移動体通信業者等が提供するショートメッセージサービス（以下「ショートメッセージサービス」といいます。）を受信可能な電話番号を当行に届出るものとします。
- （4）印鑑レス口座では以下の取引を行うことはできません。
 - ① 法令等により印影を必要とする取引
 - ② 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
 - ③ その他当行所定の取引

4（取引方法）

- （1）印鑑レス口座にて取引を行う場合、原則として、いわぎんアプリ、いわぎんインターネットバンキングサービスまたは現金自動預払機を利用するものとします。
- （2）お客さまが、当行の本支店窓口において、印鑑レス口座の取引をされる場合は、当行が別途定める「店頭カード認証規定（個人のお客さま）」に規定するカード認証（以下「カード認証」といいます。）による本人認証を行います。
- （3）お客さまの取引の依頼が収納機関を経由した口座振替の依頼など、カード認証が行えないものである場合、届出の電話番号に対するショートメッセージサービスやいわぎんアプリを利用した当行所定の方法による確認を行います。
- （4）当行がお客さまの印鑑レス口座での取引依頼の受付をお断りしたことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負いません。

5（印鑑レス口座と関連付けされた口座の取扱い）

印鑑レス口座と関連付けられて開設された口座で取引を行う場合、当該口座についても前条を適用して取扱うものとします。

6（印鑑レス口座から印鑑照合により本人認証を行う取引口座への変更）

印鑑レス口座は、印鑑の届出手続きを行うことで、印鑑照合により本人認証を行う取引口座に変更することができます。印鑑の届出手続きの際には、当行所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。

7（規定の準用）

- （1）本規定に定めのない事項については、各種預金規定、いわぎん I C キャッシュカード規定（個人のお客さま）、いわぎんキャッシュカード規定（個人のお客さま）、いわぎんインターネットバンキングサービス規定、店頭カード認証規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）など当行が定めるすべての規定が適用されます。
- （2）本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

8（規定の変更）

- （1）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものといたします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- （3）前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(2025. 3. 25)